

長久手市教育支援委員会設置要綱

(設置)

第1条 心身に障害を持つ児童・生徒（以下「心身障害児」という。）の適正な就学を図るため、長久手市教育委員会事務局に長久手市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、長久手市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 心身障害児の就学に関する事。
- (2) 特別支援教育の啓発及び教育相談に関する事。
- (3) その他委員会が必要と認める事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 医師
- (2) 小・中学校の職員
- (3) 児童福祉施設の職員
- (4) 福祉担当の職員
- (5) 保健師
- (6) 教育委員会事務局の職員
- (7) その他、学識経験者等

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は1年とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

2 長久手町就学指導委員会設置要綱（昭和57年12月1日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。